

小浜市食のまちづくり条例

第1章 総則(第1～3条)

[基本理念]

- ①歴史と伝統を重んじ、食の安全性が確保され、自然環境が保全され、市民一人一人の健康が維持されること
- ②食の活用により産業全体が発展し、市民・観光者が楽しく食べ、語り合うことができる生活環境が整備されこと
- ③教育の重視により、食の重要性が市民一人一人に理解され、家庭・地域で継承されること
- ④市の発展に寄与する将来の人材が育成されること。
- ⑤市、市民および事業者が、主体的に参画し、互いに理解しあい、協働すること

第2章 食のまちづくり推進のための共通理解

[市の理解](第4条)

- ①基本的かつ総合的な施策の策定・実施
- ②食の啓発及び市民・事業者の理解に努める。

[市民・事業者の理解](第5～6条)

- ①基本理念を理解し、自発的かつ自立的に取り組む。
- ②市の基本理念に基づく施策に協力するよう努める。
- ③市に存在する食を理解するよう努める。

第3章 食のまちづくり推進のための基本原則

[市の基本原則](第7～10条)

- ①普及啓発 ②市民意識の高揚
- ③市民意識の反映 ④情報の提供

[市民・事業者等の基本原則](第11～14条)

- ①食のまちづくりへの参画 ②意見の提案 ③情報の享受
- ④施策への協力

第4章 食のまちづくり推進のための基本計画

[基本計画](第15条)

- ・食のまちづくりに関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- ⇒ 市民の意見を反映するよう努めなければならない。

[地域振興計画](第16条)

- ・各地区において市民が主体となって取り組むべき事業

第5章 食のまちづくり推進のための基本的施策

[産業の振興](第17条)

- ・食の品質等の確保のため農林水産業の振興
- ・食の付加価値を高めるための情報等の活性化
- ・職に関する研究、資源の開発

[教育および伝承](第20条)

- ・青少年等への食の重要性の指導
- ・地域内外、世代間の交流
- ・食の学習の機会
- ・食文化の研究

[福祉および健康の増進](第19条)

- ・地産池消の奨励
- ・食と健康に関する啓発
- ・食と健康に関する研究

[観光および交流](第21条)

- ・食の活用による域外交流
- ・観光資源の保全
- ・施設の整備及び催しの開催
- ・観光大使の任命・広報活動
- ・観光振興、活発な交流を担う人材の育成

[環境の保全](第18条)

- ・山林、海、河川、耕地、景観等を良好に保全

[安全で安心な食のまちづくり](第22条)

- ・安全な食の供給
- ・市民・観光客が安心できる環境

第6章 食のまちづくりの評価(第23～24条)

第7章 食のまちづくり推進のための体制

[審議会の設置](第25条)

- ・重要事項の企画立案・計画は審議会等を設け、意見を聴取する。

[連携](第28条)

- ・他自治体及び国際的な連携

[市民からの意見の聴取](第26条)

- ・重要事項の企画立案・計画は概要を公表し、市民の意見を求める。

[地区への支援](第29条)

- ・各地区の食のまちづくりを支援

[市の体制整備](第27条)

- ・食のまちづくり推進のための体制整備

[表彰](第30条)

- ・食のまちづくりに関する功績への表彰

第8章 条例の位置付け(第31～33条)